

(参考) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約 (政策目的随意契約) の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	総合会館 除草業務委託	令和 4 年 6 月 1 日から 令和 4 年 11 月 30 日まで	(社福)中東福祉会 虹工房 五泉市栗島 1 番 2 2 号	令和 4 年 6 月 1 日	50,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2	市民プール開設前 準備・閉鎖後撤去業 務委託	令和 4 年 6 月 1 日から 令和 4 年 10 月 31 日まで	(公社)五泉市シルバ ー人材センター 五泉市太田 1 0 9 2 番地 1	令和 4 年 6 月 1 日	568,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
3	村松プール開設前 準備・閉鎖後撤去業 務委託	令和 4 年 6 月 20 日から 令和 4 年 9 月 5 日まで	(公社)五泉市シルバ ー人材センター 五泉市太田 1 0 9 2 番地 1	令和 4 年 6 月 20 日	500,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
4						
5						
6						
7						